

花巻市公設地方卸売市場運営協議会

(記録)

日時：平成 30 年 11 月 19 日 (月) 14 : 00～15 : 00

場所：花巻市役所 302・303 会議室

<次 第>

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 開設者挨拶
- 4 会長・副会長選出
- 5 会長挨拶
- 6 議題
 - (1) 平成 29 年度花巻市公設地方卸売市場の運営状況について
 - (2) 平成 30 年度花巻市公設地方卸売市場の管理運営について
 - (3) 卸売市場法の改正について
- 7 その他
- 8 閉会

□会議の内容（概要）は、以下のとおり（進行：古川場長）

1 会議の成立宣言

[出席委員]

笹木 賢治 委員、南屋敷 武一 委員、伊藤 操一 委員、小原 秀一 委員、
阿部 征子 委員、清水 正子 委員、藤本 眞津子 委員、稲葉 透 委員、
於本 立也 委員

[欠席委員]

佐藤力夫 委員、佐藤政志 委員、前田一人 委員

委員 12 名中 9 名の出席を確認

(花巻市公設地方卸売市場条例施行規則第 53 条第 2 項の規定のより成立)

2 出席委員並びに事務局（商工労政課職員）紹介

出席委員 9 名及び前田一人委員の代理出席の県南広域振興局農政調整課長
鈴木暁之氏を紹介。

[事務局]

松田 英基 商工観光部長、古川 昌 商工労政課長兼場長、齊藤 秀也 同課長補佐兼次長、鎌田 博之 同課商業係長兼主査、浅沼 克之 市場業務専門員

3 開会 14:05

4 開設者あいさつ（要旨） 松田 英基 商工観光部長

先週の市場まつりの際は開場前からお客様が並び、大変多くの皆様に来場いただき好評だった。これもひとえに関係の皆様のご尽力の賜物と感謝申し上げます。

本日は、市場の平成29年度の運営状況と平成30年度の運営方針について、また、卸売市場法の改正について、委員の皆様方から忌憚のないご意見・ご提言をいただきたい。

5 会長、副会長の選出

選出方法について諮ったところ小原委員から事務局案があったら提案してほしいとの発言があり、協議会はこれに異議なしで、事務局から次のとおり提案した。

会長 於本 立也 委員（岩手県中小企業団体中央会）

副会長 阿部 征子 委員（花巻市消費者友の会）

これについて、諮ったところ全員異議なく決定した。

6 会長あいさつ

（内容省略）

（ここから、花巻市公設地方卸売市場条例施行規則第52条第2項に基づき於本会長が議事進行）

7 会議の公開について

会議の公開又は非公開について、本協議会に諮り公開することを承認（花巻市審議会等の会議の公開に関する指針）

8 議題

- （1）平成29年度花巻市公設地方卸売市場の運営状況について
資料により事務局説明（浅沼）（説明内容省略）

○質疑意見等

鈴木暁之氏（県南広域振興局代理出席）

平成29年度の取扱量（入荷、仕入れ）は前年度に比較してどうだったか？

笹木委員：青果について、天候によって相場が大きく変わる。生産量が増大すると供給が増えて相場が下がる。29年度は夏から秋にかけて天候不順で流通量が減少した。また、バイアーの引き合いによっても左右される。

南屋敷委員：水産について、海水温の上昇により種類や漁獲高に変化が生じている。そうした中で鮭は比較的良好であった。

(2) 平成30年度花巻市公設地方卸売市場の管理運営について
資料により事務局説明(浅沼) (説明内容省略)

○質疑意見等
なし。

(3) 卸売市場法の改正について
資料により事務局説明(鎌田) (説明内容省略)

○質疑意見等

南屋敷委員：最近水産部の買参人が減少する中で、先般開催された市場まつりでは、一般消費者に市場を開放し、好評を博した。来年市場の休日が増える中で売上を確保しなければならない。改正市場法で第三者販売が可能になるとすれば、月に一回とか期日を決めて市場を開放し、一般市民に販売できるようにしたいがどうでしょうか。

事務局(鎌田) 第三者販売も含めて、市場関係者からの意見を聞いたうえでルールを決めていくことになる。

阿部委員：消費者の立場からすると市場を市民に開放して、市場で買い物ができればいいと思う。

藤本委員：市場を開放することなどの「市場に関する情報」を一般市民に周知されてない気がするので、もっと市場の情報を発信してほしい。

小原委員：市場を一般に開放して販売すると困る買参人もあるので、考慮しなければならない。

藤本委員：市場まつり実行委員会に市が関わっていたころと現在の市場まつりとの、入場者数はどうなっているのか？

笹木委員：入場者数は変わっていない。
市場の消費者への開放ですが、消費者の食品の消費量はそんなに変わらないので、市場まつりで買い物した場合は、スーパーや小売店の売

上はその分減る。

従って市場が小売を行うとスーパーとの信用取引に影響が出て卸売会社の販売額に悪影響が出るので先ほどの南屋敷委員の意見とは反対な考えである。

笹木委員：受託拒否の禁止は中央卸売市場のみに該当する事項ではないのか。

事務局（鎌田）：そのとおりです。共通取引ルールの中の受託拒否の禁止は地方卸売市場にはありません。

阿部委員：青果物の残留農薬は市場で調べているか。

笹木委員：調べていない。荷主の農協、全農では調べているし、リンゴは農薬使用状況（時期、回数等）が明白にされているので市場では調べてない。

以上

9 その他

なし

10 閉会 15:00（事務局 古川課長が閉会宣言）